

# 古文と母

——歐陽脩「瀧岡阡表」考——

## 西上勝

せる手だてに他ならなかつたであらう。本稿では、歐陽脩（一〇〇七—一〇七二）の「瀧岡阡表」を端緒として、古文家たちの母親に向かう思いを述べた文學について考察する。母をテーマとする文學的な表象が、どのように形成展開してきたのかについて考えてみたい。

貞觀六年（六三三）太宗は、山東の崔盧李鄭の四姓の人々が士大夫を名乗り、娘を他族に嫁す時は法外な支度金を要求するのを苦々しく思ひ、その是正を臣下に命じた。<sup>〔1〕</sup> それから五百年の後、北宋末期に生

きた一人の士人は、科學に及第した若者に、高貴な家が「繫捉錢」と稱する高額の金錢を贈り、婿選びに奔走する風習「榜下捉婿」があることを困惑げに記している。士、士大夫あるいは士人と呼ばれる階層に屬する男性が、一定の教養と經濟的基盤を有し、科學に應じて仕官し出世する道を選ぶ人たちのことであるとすれば、彼らが世に出、家を成す社會環境が、唐初から北宋にわたる五百年間に大きく轉換したことは、これら記録をもとに社會史家がつとに指摘するところである。<sup>〔2〕</sup> 古文家と呼ばれる士大夫たちも、門地や婚姻の運不運よりも教養や人格への配慮が、社會における自立に缺かせない要素だ、と見られるように轉換しつつあるこのよだな時代に生きていた。だからこそ、自分が如何に社會的人間となつたかという文學的なテーマは、彼らにとっては重大だった。自らがいかに育てられ成人したかを敍えるテクストを創作することは、彼らにとって人格的獨自性を読み手に認識さ

封と自らの官銜、という大きく分けて三つの部分から構成されている。父母の遺訓や履歴、自分の官銜などは、この種の實用文には必須の記載事項であるが、それでも「瀧岡阡表」は實用文として破格の評價を受けたばかりでなく、歐陽脩の代表作の一つと見なされてきた。本稿で問題にしたいのは、このテクストに読み取られてきたその文學性である。

「瀧岡阡表」が實用性を超越し、書き手の熟慮創意を表象し得たテクストだという認識は、書き手自身にも當初から保持されていたと見え、歐陽脩が生前自ら編集したとされる文集『居士集』五十卷<sup>(5)</sup>の卷二十五墓表類にこの作品は收録されている。現代に傳わる『居士集』五十卷は、古詩に始まり祭文で終わる都合八百篇餘の作品からなる個人文集だが、「瀧岡阡表」は二百餘篇の散文作品の中でも最晩年の作の一つであり、書き手自身によつても自らの文學的營爲を集大成するものと見なされたのだろう。さらに「瀧岡阡表」には、その草稿に當たるテクストが『居士外集』卷十二に、「先君墓表」と題して收録されていることもよく知られている。こちらは、鄭氏が皇祐三年（一〇五二）に亡くなつてほど遠からぬ頃、恐らくは母の棺を吉州に歸葬した際に書き下ろされたものだ。それから二十年近く後に改訂が加えられて完成したのが「瀧岡阡表」である。この二つのテクストの間には、歐陽脩自身の履歴と官銜に異同が見られるのは當然だが、それ以外にも、上記の三區分で言えばその第一、第二の部分、すなわち父の遺訓と父母の履歴を述べる箇所にも差異があり、そこから書き手が時の経過とともに明確化したいと望んだものが何なのかを窺うことができるので、以下、「先君墓表」との差異に配慮しつつ、實用文を越える如何なる創意が込められているのかを知るべく、「瀧岡阡表」の全

文をまず読んでみる。

ああ、わが父上崇公の葬儀を瀧岡で營んでから六十年、その子脩はようやくにして碑文をその墓道に建立する。遅らせていたのではなく、待つところがあつたからなのだ。脩は不幸にも、四歳のとき父上を失つた。母上は節を守り自ら誓われ、窮乏生活にありながら、衣食の確保に自ら努めて、養育し教化され、一人前の人間にして下さった。母上はこう教えられた。「おまえの父上は官吏としては清廉でありながら、施しを好み、賓客を喜ばれた。官吏の俸祿はわずかだったが、それでも常に餘りをのこすことはされず、『こんな事で私を煩わせるな』とおっしゃつた。だから亡くなられた時には、身體を守り生活を營むための、たつた一つの瓦の覆いも、たつた一畝の畠もなかつた。私は一體何を待んで寡婦としてやつてこれたか。私はお前の父上について、一二の事柄を記憶していく、それでお前に期待をかけていたのだよ。私がお前の家の嫁にきたときには、父上の母様は亡くなられていてお仕えすることができなかつたが、それでもお前の父上がよく母上に孝行を盡くされたことが分かつた。お前は父上を亡くしまだ幼くて、私にはお前が世に立つことができるかどうかは知り得なかつたけれども、お前の父上にはきっと後を繼ぐ者がいるだらうといふことは分かつた。私が嫁いだ時、お前の父上は母上のための服喪があけてちょうど一年になつたところだった。節目のお祀りには、いつでも涙を流して『お祀りを立派にするよりは、不十分でもお仕えしたかったのです』と言われた。時に御酒食物を供えられ、その時にもまた涙を流して『昔はいつも不足しておりましたが、今では餘分のある暮らしです、でもそれももう間に合いません』と言われた。私は最

初一二度これを見て、服喪が明けたばかりだからこうなのだろうと思つた。でも、その後ずっと變わらず、亡くなれるまでこのようではないことはなかつた。私は父上のお母様にお仕えするには及ばなかつたが、それでもこの事からお前の父上がよく母上に孝行を盡くされたことが分かつたのだ。父上の官吏としての勤めぶりとしては、よく夜燈火をともして役所の書類に目を通しておられたが、何度も読みさしてはため息をついておられたことがあつた。私が尋ねると、『こうおしゃつた『これは死刑囚の案件だ。私は生かしてやりたいができそうもないのだ』私が『生かしてやることができるのですか』』というと

『生かしてやろうとしてそれがかなわなければ、死ぬ者と私の両方とも悔いはない。ましてそうして生かしてやれば言うまでもない。で生きる場合があることから、してやろうともせずに死なせた場合には悔いがあると知れる。だいたい、生かしてやろうとしても、やはり死刑になつてしまふのだ。おまけに世間はいつも死刑を求めるものなのだ』乳母がお前を抱いてそばに立つてゐるのを振り返つて、指さしつゝ嘆きがちに言われた『占い者は私が戌年に死ぬだろうと言う、もしその言葉が本當なら、私は子供が身を立てるのを見られない。後で私の言葉を語りきかせてくれ』普段よその子供にもいつもこの言葉で教えを説かれていた、私は耳に馴染んでしまつてゐたので、仔細に語ることができるのだ。家の外での父上の行いは、私は知ることができない、家に居られるときは飾り繕うところ無く、このような振る舞いで居られた、これは誠に衷心から發したものではないだろうか。ああ、そのお心は思いやりに厚いといえるのではないか。これがお前の父上にはきっと後繼があると考へた理由なのだ。お前、よく努めるのによ。親への奉養は必ずしも豊かでなくともよい、要は孝行を盡くすこと

とだ。利益を廣く人に及ぼすことができずともよい、要はその心が思いやりに厚いかどうかだ。私はお前を教え諭すことなどできない、これはお前の父上の志なのだよ』脩は泣いてこの言葉を記憶した、決して忘れないだろう。

(嗚呼、惟我皇考崇公、ト吉干瀧岡之六十年、其子脩始克表於其阡。非敢緩也、蓋有待也。脩不幸、生四歲而孤。太夫人守節自誓、居窮、自力于衣食、以長以教、俾至于成人。太夫人告之曰「汝父爲吏、廉而好施與、喜賓客、其俸祿雖薄、常不使有餘、曰『毋以是爲我累』故其亡也、無一瓦之覆、一壠之槨、以庇而爲生。吾何恃而能自守邪。吾於汝父、知其一二、以有待于汝也。自吾爲汝家婦、不及事吾姑、然知汝父之能養也。汝孤而幼、吾不能知汝之必有立、然知汝父之必將有後也。吾之始歸也、汝父免于母喪方逾年。歲時祭祀、則必涕泣曰『祭而豐、不如養之薄也』問御酒食、則又涕泣曰『昔常不足、而今有餘、其何及也』吾始一二見之、以爲新免於喪適然耳。既而、其後當然、至其終身未嘗不然。吾雖不及事姑、而以此知汝父之能養也。汝父爲吏、嘗夜燭治官書、屢廢而歎。吾問之、則曰『此死獄也、我求其生不得爾』吾曰『生可求乎』曰『求其生而不得、則死者與我皆無恨也。矧求而有得邪。以其有得、則知不求而死者有恨也。夫常求其生、猶失之死。而世常求其死也』回顧乳者劍汝而立于旁、因指而歎曰『術者謂我歲行在戌將死、使其言然、吾不及見兒之立也。後當以我語告之』其平居教他子弟、常用此語、吾耳熟焉、故能詳也。其施於外事、我不能知、其居于家無所矜飾、而所爲如此、是眞發於中者邪。嗚呼、其心厚於仁者邪。此吾知汝父之必將有後也。汝其勉之。夫養不必豐、要於孝、利雖不得博於物、要其心之厚於仁。吾不能教汝、此汝父之志也』脩泣而志之、不敢忘)

母が傳える父の遺訓が、母に孝養を盡くすこと、官吏として仁政を行ふこと、この二つであるのは「先君墓表」でも同じで、この部分が「瀧岡阡表」の中核をなす。從來、歐陽脩は幼くして父を亡（了）したから母の傳言として父の遺訓を記したのだ、と説明されて來たのは、このテクストの読みとしては十分ではないと考える。「瀧岡阡表」で新たに表現しようとした目指されたものは、つまりこのテクストの文學性とは、父の遺訓が同時に母の熱い期待に他ならなかつたのだと言ひ切ることだ。冒頭の「嗚呼、これ我が皇考たる崇公、吉を瀧岡にトして六十年、其の子脩始めて其の阡に表することを克くす。敢えて緩うするにあらざるなり、けだし待つところ有ればなり」の三十四字は、「先君墓表」には無いものだ。これは單に、父が大中祥符三年（一〇一〇）に亡くなつてから、このテクストの定稿を得るまでに六十年を要した事實を明らかにするために加えられたものではない。草稿執筆から定稿完成に至る二十年間には、この後に記されるように、書き手の昇進に伴つて祖先に下賜された爵號の重みも増した。定稿はこうした榮譽を見極めた上でまとめられた。「待つところ有り」という言葉には、書き手の満ち足りた氣持ちが込められている。父の思い出を語り聞かせるに當たり、書き手は母親に「吾 何をか恃んで能く自ら守るや。

吾 汝の父について、その一二を知り、以て汝に待つところ有ればなり」と言わせている。この部分、草稿では「然るに吾 何をか恃んで能く自ら守つて以てここに至るや。吾 女の父について、その一二を知るのみなり。これ吾の恃みとする所なり」となつていて。すなわち、わずか三十歳で四歳の幼兒を伴つて寡婦となり、「一瓦の覆い、一壠の植」すら無い（「先君墓表」は「一壠の植」を缺く）貧窮の内に見捨てられた母にとって、唯一の希望は、孝養を盡くし士大夫とし

て立身する可能性を祕めた四歳の我が子しかいなかつた、という危機的な事態が「瀧岡阡表」では、ことさらに浮き彫りにされるようになつたのである。だから、「これに續く「吾 汝が家の婦と爲りしより、吾汝孤にして幼し、吾 汝の必ず立つこと有るかを知る能わず、然れども汝の父の必ずまさに後有るを知るなり」という、母の不安と期待を重ねて記す四十二字も草稿には見えなかつた。父の遺訓の形を借りて、ここには、書き手が出生からまもなくして體験した家庭の内部に存在した不安と期待とが、生々しく記録されていると見るべきなのである。

先公は若くして父上をなくし勉學に努められ、咸平三年、進士に及第された。道州の判官を皮切りに、泗綿二州の推官、また泰州の判官になられた。享年五十九、沙溪の瀧岡に埋葬申し上げた。太夫人の姓は鄭氏、その父上は諱を德儀と申され、代々の江南の名族であった。太夫人は慎み深く思ひやりにあふれながらもそれがちゃんと禮に合致していた、當初福昌縣太君の封號を受けられ、次いで進んで樂安、安康、彭城三郡の太君の號を受けられた。我が家が貧しかつた時から、儉約を旨として家中を治められていたが、その後もその習いを變えられることはなかつた。「わが子はいい加減に世間に調子を合わせられない、儉約質素は苦しい時代を乗り越える手だてなのだ」と言われた。その後わたし脩が夷陵に左遷されたとき、母上はまるで氣にかけない風で、「お前の家はもともと貧しかつた。私はもうすっかり慣れっこだよ。お前がそれでいいのなら、私もそれで構わない」と言わされた。（先公少孤力學、咸平三年、進士及第、爲道州判官、泗綿二州推官、

又爲泰州判官。享年五十有九，葬沙溪之瀧岡。太夫人姓鄭氏，考諱德儀，世爲江南名族。太夫人恭儉仁愛而有禮，初封福昌縣太君。進封樂安、安康、彭城三郡太君。自其家少微時，治其家以儉約，其後常不使過之，曰「吾兒不能苟合於世、儉薄所以居患難也」。其後脩貶夷陵，太夫人言笑自若，曰「汝家故貧賤也。吾處之有素矣。汝能安之，吾亦安矣」。

父母の生い立ちと履歴を簡潔に記す第二の部分でも、父親の履歴が特徴のない、感情を抑えた書き方にまとめられているのに對し、母親については生前の人柄を偲ぶのに適當な言葉が選ばれている。もととも、子の危機苦難に際して母親がそれを苦とせず、逆に子を勵ますという筋立て、それだけを取ってみれば劉向『列女傳』母儀篇で孟母が説く「婦人三從之道」以来の習見の修辭ではあるけれども、ここでは「儉約」や「儉薄」といった形容語で指示される家風が、書き手の幼年期の記憶と關連づけて用いられていることが、そうした定型表現と相違するとは言えるだろう。幼少にして失った父の記憶は、ごく簡単な官吏としての履歴としてしか示されないので、家庭内の状況は母の言動と共に生彩ある表現になり得ている。「先君墓表」では、進士及第後地方小官を歴任して死去した父について、「身を正しくし道を懷くも、其の施すに及ばず」と、父の資質を稱揚する形容語が添えられていたが、「瀧岡阡表」ではこうした常套表現は削られてしまった。逆に、「先君墓表」には「汝が家故より貧賤なり」に續けて「脩その志を察すこと久しくして安んず。故にその後朝に立つも、時に苟容せざることを得」と自らのその後に引き寄せた表現が續いていたのが、「瀧岡阡表」では母の慈愛あふれる言葉のみが語句を増補して記

されることになった。幼くして失った父親は疎遠な存在で、かけがえのないものは家庭内で聞いた母親の諭しであった事實を、書き手は改めて自覺したのだ。改成って老境に達した書き手がようやく率直にそうした自覺を表出できるようになったことを、こうした改訂は物語るのではないか。

え、爵位を賜り封號を受け、榮譽が世に顯れたのは、實に三代の皇帝陛下の思し召しである。これこそ後世に明らかにし、わが子孫のより所とするに足るものだ」そして代々の系譜を列し、具に碑にこれを刻す。さらにまた我父崇公の遺訓と、母上の教えた私に對する期待を、

合わせて墓道に掲げ、子脩が德薄く能しきにもかかわらず、時に巡り會つて官位をかたじけなくし、幸いにも子の大節を全うし、祖先を辱めるようなことが無かったのには、いわがあることを世の人々に知らしめようとするのである。熙寧三年歲次庚戌四月辛酉朔十有五日乙亥、男推誠保德崇仁翊戴功臣、觀文殿學士、特進、行兵部尚書、知青州軍州事兼管內勸農使、充京東東路安撫使、上柱國、樂安郡開國公、食邑四千三百戶、食實封一千二百戶、脩表。

(自先公之亡二十年、脩始得祿而養。又十有二年、列官於朝、始得贈封其親。又十年、脩爲龍圖閣直學士、尚書吏部郎中、留守南京。太夫人以疾終於官舍、享年七十有二。又八年、脩以非才、入副樞密、遂參政事。又七年而罷。自登二府、天子推恩、褒其三世、故自嘉祐以來、逢國大慶、必加寵錫。皇曾祖府君累贈金紫光祿大夫、太師、中書令。曾祖妣累封楚國太夫人。皇祖府君累贈金紫光祿大夫、太師、中書令兼尚書令。祖妣累封吳國太夫人。皇考崇公累贈金紫光祿大夫、太師、中書令兼尚書令。皇妣累封越國太夫人。今上初郊、皇考賜爵爲崇國公、太夫人進號魏國。於是小子脩泣而言曰、「嗚呼、爲善無不報、而遲速有時、此理之常也。惟我祖考、積善成德、宜享其隆、雖不克有於其躬、而賜爵受封、顯榮褒大、實有三朝之錫命。是足以表見於後世、而庇賴其子孫矣」乃列其世譜、具刻於碑。既又載我皇考崇公之遺訓、太夫人之所以教而有待於脩者、並掲於阡、俾知夫小子脩之德薄能鮮、遭時竊位、而幸全大節、不辱其先者、其來有目。熙寧三年歲次庚戌四

月辛酉朔十有五日乙亥、男推誠保德崇仁翊戴功臣、觀文殿學士、特進、行兵部尚書、知青州軍州事兼管內勸農使、充京東東路安撫使、上柱國、樂安郡開國公、食邑四千三百戶、食實封一千二百戶、脩表。)

父母の導きと教えたよつて身を立て世に出ることができた自分が、順調に官位を昇りつめていき、祖先三代にまで遡つて榮譽ある爵封を得たことを、このように誇らしげに述べてテクストは閉じられる。草稿では、母が七十二歳で世を去つたと記した後、次のように述べられていた。「脩竊かに自ら念うらぐ、人の子たるもその父を讒ること能わず、幸いに吾が母の言を聞くを得たれば、それ廢爲するに忍びんや、乃ち泣血して、これを記す」この後更に、宗族及び郷里の人々に告げる銘文が記され、草稿は結ばれていた。父系の宗族を主な読み手に設定していたようのみえる草稿では、母と子の間に共有されていた期待と信頼の感情が十分な展開を見ていない。「瀧岡阡表」になると、宗族の系譜は碑の裏面に別にまとめて刻まれ、ここでは自らが父母から得た氣高い徳性と、それに見合う地位を獲得した喜びとに焦點が据えられるようになったのである。

四歳で父と死別した歐陽脩は、當時隨州推官の任にあつた叔父、歐陽暉の援助を得た。咸平三年（一〇〇〇）進士に及第して官途を開き、慶曆四年（一〇四四）に亡くなったこの叔父に對しても、後年歐陽脩は墓誌銘（『居士集』卷二十七「尚書都員外郎歐陽公墓誌銘」）を捧げている。そこには「脩不幸にして幼くして孤、叔父に依りて長ぜり。嘗て太夫人の教えた『爾爾の父を讒らんと欲せんか。爾の叔父を視よ、その状貌起居笑、皆爾が父なり』と曰うを奉す。脩幼しと雖も、太夫人の言の悲たりて叔父の親たるを已に能く知れり」と幼少期

に體験した缺如感のようないいものが記録されている<sup>(8)</sup>。そうした缺如感を懷きながら、歐陽脩が最後にたどり着いた自己形成の營みが、「瀧岡阡表」という作品に結實したのだが、そこに至るまでに書き手の内部では、様々な家族のありようをテーマとする文學的な試みが當然のことながら重ねられていたはずである。その一端を探れば、天章閣侍制施昌言の請求に應じて、慶曆三年に亡くなつた夫人徐氏のために執筆した墓誌銘（『居士集』卷三十六「萬壽縣君徐氏墓誌銘」）には、徐氏があらゆる肉親から賞讃を得たことを稱えた後、こう述べている。「男子が家庭外に行うことなら、その善惡評價は、すべて表現できる。だが婦人が家庭内で現す徳は、節義に死んだり苦難に殉するなどの普通でないことでなければ、物靜かな淑女としての行爲など、誰がはつきり文學として取り上げ後世に傳えようや。だが稱賛された點や考えたことを仔細に見れば、その賢明さを知ることはできるのだ（若夫男子見于外、其善惡功過可舉而書、至於婦德主内、自非死節徇難非常之事、則其幽閒淑女之行、孰得顯然列而詩之以示後。惟視其所稱與其所思、則其賢可知矣）」様々な家庭内の人間關係の中で、「宗族とは、詮じづめれば、父子・夫妻・兄弟の三關係を幾重にも組み合わせたものに外ならない」と言われる三關係は、「父子は首足なり、夫妻は肝合なり、昆弟は四體なり」（『儀禮喪服傳』）と述べられたのをはじめとして、兩項間の序列を伴つて傳承してきた。古來數多くの「誠子書」はこうした規範に依據して書かれた。家庭内の人間諸關係にあって、母子の關係は、三綱に含まれた父子や夫婦のように分厚い規定や記述を被つてきたものに比べれば、どちらかといふと周邊に位置してきた。確かに「母教」の古い例としては、劉向『列女傳』を始めとし、歴代正史「列女傳」などに載せる慈母孝子説話があった。しか

し、そこでは母性は前景化しておらず、父性の代替として述べられていることが多い。例えば、「孟母」の教えは、孟子の過失や錯誤を正す訓話としての意義だけに焦點を絞つて語られており、書き手の人格形成に不可缺な他者として母に充分な表現が與えられているとは言い難いのである。これまで十分な顧慮をこうむつてこなかつた母子關係に注目することによって、歐陽脩は新たな文學的空間を切り開いたということもできるだろう。<sup>(9)</sup>「瀧岡阡表」は、世から高く評價されるべき人間の人格形成の過程において、母と子の關係が重大な意義を持つことを、實例として示し得たテクストなのだ。かつて「家常の話」で書かれていると評されたことがあつたように、父の人徳までもが母の口を通して表現されていること、母の思い出と今ある自分との關わりのみで構成されていることが何よりも注目される。歐陽脩は、四歳で書かれていたと評されたことから、彼の母が父の記憶を書き記すのに不思議が缺如していたであろうと想像することはできる。しかし、そうした彼の履歴から、直ちに母の代辯こそが父の記憶を書き記すことの不可欠な手段であった、と結論づけることはできない。つまり、幼少期の父との死別の事實が「瀧岡阡表」の書き方を必然的に選ばせた、とは言えないのだ。父の記憶を母の想起を經由して表現することと、母の決意や優しさと自らに向けられた期待を書き表すこととは、この作品においては分かち難く結びついている。「瀧岡阡表」の新しさとは、そうした自己形成にとってかけがえの無い母への思いを表象し得たところにある。

家柄や血縁の優位に頼らず、自己の内的資質の優秀さによって世に出るしかなかった唐代の古文家たちであった。<sup>(13)</sup> 韓愈と柳宗元、共に近親者に捧げた散文を多く残している。ところが、彼ら唐代の古文家が描く母子の関係は、歐陽脩のように期待に繋がれた篤い絆として十分に表象されるには至っていないように見える。

韓愈（七六八—八二四）は歐陽脩と同じように、幼年にして父をなくした。「わたしの生まれも星回りが悪く、三つで父をなくしました。幼くなにもわからないころ、わたしを育ててくれたのは兄です。死にそうなところを生かしてくれたのは、實にねえさんのご恩です（我生不辰、三歳而孤。蒙幼未知、鞠我者兄。在死而生、實維嫂恩）」（『韓昌黎集』卷二十三「祭鄭夫人文」）と言うように、韓愈は父の死後、兄と義姉から受けた養育の恩義を記録する。だが奇妙なことに、韓愈の詩文には全く母への言及がない。同時代の白居易（七七二—八四六）の筆による「韓愈等二十九人亡母追贈國郡太夫人制」（『白居易集箋校』卷五十、中書制誥）があり、そこには「國子祭酒韓愈母某氏ら、德を蘊み行を累ね、中に積みて外に發し、華族に歸きて、この哲人を生めり。我が盡臣たるは、率ねこの訓えに由り、教えに自る所有りて、恩は忘るべからず」と韓愈を産み、養育した母の功績が稱えられている。こうした状況を知る後世の読み手の中からは、「韓愈の母親は卑賤の出であって、父の葬儀を終えると轉嫁したのだ（蓋所出微、終喪已嫁）」<sup>(14)</sup> という憶測まで現れたほどだ。

また柳宗元（七七三—八一九）は、身内の他者に關わる詳細な言及を残していく、それが現代に傳えられており、詳しく述べる様子を知ることができる。自らの進士及第と同年に亡くなった父柳鎮、長安に職を得て程なくして相繼いでなくなつた、妻楊氏、裴璫に嫁した下

の姉、崔簡に嫁した上の姉、この四人には、「先侍御史府君神道表」並びに「先君石表陰先友記」（『柳河東集』卷十二）、「亡妻弘農楊氏誌」（集卷十三）、「亡姉前京兆府參軍裴君夫人墓誌」（同前）、「亡姉崔氏夫人墓誌蓋石文」（同前）がそれぞれあり、哀悼が盡くされている。柳宗元の永州貶謫に同行し、到着の翌年五月、假住まい先の永州零陵の寺院で亡くなった母にも、「先太夫人河東縣太君歸祔誌」（同前）が捧げられている。母の棺に添えられたこの墓誌は、父の神道表と同時に執筆されたものである。「剛直」（韓愈「柳子厚墓誌銘」、『韓昌黎集』卷三十二）とうたわれた父の顯彰には力が注がれていて、母の記述にはよそよそしさすら感じられる。永州配流後に母から聞いた言葉、「お前は世のきまりを尊ばずに、罪を得た。これからは身を慎んで、過去の汚點を消さなくてはならないが、それにはひたすら恐懼するのだ。もしそれができるたら、私には何の悔いがあるうや。賢明なる者は過去の事をくよくよ考えないものだ、私はこれまで落ち込んだことなどなかつたよ（汝唯不恭憲度、既獲戾矣。今將大敵于後、以蓋前惡、敬懼而曰）。苟能是、吾何恨哉。明者不悼往事、吾未嘗有戚戚也」には、勵ましとも恨みともつかぬ感情が漂う。この後、母に十分報いることができなかつたことを、「そしてとうとう孝行の道によつて、お應えすることができなかつた（而卒以無孝道、不能有報焉）」と悔やむ言葉が續いて記される。柳宗元の母の墓誌には、彼の悔恨の情を読み取ることができても、母から受けた熱い期待、それに報いることができた喜びを読み取ることは難しい。

更に、元稹（七七九—八三二）もまた幼くして父を失い、「賢明婦人」（『舊唐書』卷一百六十六「元稹傳」）と呼ばれた母、鄭氏の養育と教導を受けて世に出ることができた人物だった。彼は、どのように母

との関係を表現しているだろうか。元和二年（八〇七）母の埋葬に際し、元稹は自らその墓誌を執筆することなく、これを友人白居易に託している。二十八歳の元稹は、母から受けた期待を自ら進んで形象化しようとはしなかったのである。白居易は、元稹の母が、嫁入り前には淑女としての高い評價を受け、嫁として如何に精勤であり、母として二十五年間娘たちや孫子に嚴正な訓戒を與え、その慈しみと教えによつて家内に和やかな安寧をもたらしてきたことを順次述べたあと、最後に次のような評價を下す。

ああ、昔の漆室女や緹縈といった者は、烈女ではあったが、新婦となつてからることは、傳承がない。伯宗や梁鴻の妻は、賢明な嫁ではあったが、母となつてからることは、傳承がない。文伯や孟子の母親は、賢母ではあったが、娘や嫁の時のことは、これまた傳承がない。だが今や夫人にあつては、娘としての麗しさはこのようであり、嫁として備えていた徳性もこのようであり、母としての姿もまたこのようであった、三つの立場にすべて優れ、古今に冠絶すると言ひ得よう。

ああ、夫人の歩まれた道を應用すれば、何に對しても不可ならざることはあるまい。それを引いて、一國を富ますこともできよう。そうすれば關雎や鵲巢の詩篇で稱えられた教化とも、ほど遠からぬであろう。それを押し廣めて、天下を富ますこともできよう。そうすれば妻娘や文母の功にも、進えうるであろう。ただ四人の子にすぐれた善徳を教え、家庭内を思いやりに溢れる状態に導くだけのものではないのだ。私は不才ながら、夫人の末子稹君の親友とさせていただき、それで夫人の美點について最も耳親しんできた。稹君は泣血して母を慕い、人を動かすほどの哀しみのさなかに、文章を爲し墓石に記録する

ことを私に請託されたが、これこそ古代の孝子が父母を顯彰しようとした志そのものなのだ。ああ、この文章を爲したのは、單にこうしたことを見書き留めるためではない。後世長く、夫人の操を聞き、夫人の墳墓に参るならば、悍妻も和らぎ、愚かな母も慈しみ、不遜なる娘も從順ならんことを期待するのだ。

（噫、昔漆室緹縈之徒、烈女也、及爲婦、則無聞。伯宗梁鴻之妻、哲婦也、及爲母、則無聞。文伯孟氏之親、賢母也、爲女爲婦時、亦無聞。今夫人、女美如此、婦德又如此、母儀又如此、三者具美、可謂冠古今矣。嗚呼、惟夫人道移於他、則何用而不臧乎。若引而伸之、可以肥一國焉。則關雎鵲巢之化、斯不遠矣。若推而廣之、可以肥天下焉。則姜嫄文母之風、斯不遠矣。豈止於訓四子以聖善、化一家於仁厚者哉。居易不佞、辱與夫人幼子稹爲執友、故聆夫人美最熟。稹泣血孺慕、哀動他人、託爲譏述、書于墓石、斯古孝子顯父母之志也。嗚呼、斯文之作、豈直若是而已哉。亦欲百代之下、聞夫人之風、過夫人之墓者、使悍妻和、闔母慈、不遜之女順云爾。）

白居易のこの墓誌は、元稹の母、鄭氏がいかに古今に冠絶する賢明な母であったかを傳えようと、かなり意欲的に試みられたものだとは言えるだろう。だが、鄭氏の獨自性は經書や『列女傳』などですでによく知られた烈女賢婦の類型には收まりきらないものだった、と述べることからも明らかのように、ここには依然として賢婦の定型に歸屬させようとする意識が濃厚である。後年、知制誥の職に昇った四十歳の元稹は、父母に爵封を賜つたのを機に、あらためて父母を追悼する文を書き、幼年に受けた母の慈愛を振り返っている。そこでは、八歳の時、父の優れた精神性のみを受け継ぎ、財産には全く恵まれていな

かつた状態から、母は艱難辛苦をなめて、自ら養育に當たり、成人させて下さった、その恩に報いる事ができるようになつたとはいへ、今となつては遅きに失した、と書かれていて、元稹が表そうとした哀悼の意をよく窺うことができる。<sup>(15)</sup>幼くして父を失い、貧窮のただ中に殘されたながら、賢明な母の慈愛によつて、立派に成人出世した自分のこれまでを回顧し、父母を記念する、こうした動機に限れば白居易や元稹は、歐陽脩に先行している。だが、彼らの文學的營みは舊來の慈母孝子の定型に大きく依存していることが分る。

後に、歐陽脩の息子、發らによって口述された歐陽脩の傳記「事迹」には、「歐母畫荻」として有名な逸事が記されている。「瀧岡阡表」にはこの逸事は結局盛り込まれなかつたが、それも書き手が慈母孝子型説話の類例と見なされがちな表現を忌避し、母子相互の間に生起した期待感をありありと傳える得るテクストを構築することを志向したためではなかつたか、と考えられるのである。

#### 四

族譜、祠堂、族產などの整備に伴い、宗族内の倫理規範が確立する時代になると、母教を強調する規範の中に位置づけて「瀧岡阡表」も讀まれるようになつてしまつ。後に「歐母畫荻」の物語の方が廣く親しまれるようになつたのも、當爲としての母子關係を表象する記憶しやすい型として受容されたためだ。そうした受容の風潮が存在したことをふまえた上で、ここで「瀧岡阡表」と對比させるべき作品として程頤（一〇三三一一〇七）の母の傳記を見たい。<sup>(16)</sup>このテクストは、「瀧岡阡表」から何を受け継いでいるだろうか。

程頤は、景德三年（一〇〇六）開封で生まれ元祐五年（一〇九〇）

享年八十五で西京に亡くなつた父程珦と、景德元年（一〇〇四）太原に生まれ皇祐四年（一〇五二）四十九歳のとき江寧で亡くなつた母侯氏、それぞれの「家傳」を書いている。父の家傳「先公太中家傳」、母の家傳「上谷郡君家傳」は、ともに『河南程氏文集』卷十二に收められ、さらに「上谷郡君家傳」の方は『宋文鑑』卷一百五十傳部にも收錄されて傳えられる。これらの傳記が書かれたのは、恐らく程頤が六十歳に近い頃、管勾西京國子監の職を辭し服喪していた元祐五年から元祐七年の間であろう。「瀧岡阡表」が書かれてから二十年後になる。「太中」とは程珦が致仕後、哲宗即位の折りに贈られた散官、太中大夫をさし、「上谷郡君」はその時候氏に改めて贈られた爵號である。<sup>(17)</sup>侯氏は夫に三十八年先だって亡くなつていているのだが、程頤は父と母から受け継いだ精神的高貴さをそれぞれ平等に計ろうとしているかのようだ。父の家傳は三千字以上に達する大作だが、母の家傳に用いられた字數はその半分にも満たない。だが父母は相補い合つて程頤の人格を爲したかのように、我々讀み手に受け取らせるように仕組まれている。

遜從順で、些細なことでも決して獨斷で取り仕切ることなく、必ず命を受けて行われた（先公頼其内助、禮敬尤至、而夫人謙順自牧、雖小事未嘗專、必稟而後行）」と、母の父に対する從順な態度をもつとはっきり書き込んでいる。程頤は父母から別々に精神的高貴さを受け繼ぐ。父からは慈しみの心と剛毅さを、母からは優しい心と賢明さを。父の傳にはこうある。

父君は仁恕に富みながらかつ剛毅果斷であり、平素幼い者目下の者と語るときは、ひたすらその「こころを傷つけはしまいか」と氣を使われたが、義理に背くようなことには、容赦されなかつた。おそば近くの使用人に對しても、一日としてその飢飽寒暖を察しておやりにならなきことはなかつた。交友では、その態度は淡泊ながら一貫していて、やみくもに付き合われはしなかつたが、信賴敬愛する人とは、時が経つにつれ一層誠實につきあわれた。

（公慈恕而剛斷、平居與幼賤語、惟恐有傷其意、至於犯義理、則不假也。左右使令之人、無日不察其飢飽寒暖。與人接、淡而有常、不妄交遊、於所信愛、久而益篤。）

一方、母の高貴さは、次のように書かれた。

は、少しも躊躇されなかつた。幼兒のころ、歩いていて躓いた家のものは走り寄つて抱きかかえようとする、驚いて泣き出すのを恐れてのことだ。だが夫人はいつでも厳しく叱つて「お前がゆっくりしていただなら、なんで躓くことなんであるか？」と言われた。飲食のとき常に傍に置かれてしつけられた。ある時、吸い物の味を調べていると、叱つて止めさせ、「幼い時から口腹の欲を追求していたら、大きくなつたら一體どうなる！」と言われた。召使い達に對しても、惡言罵倒することを許されなかつた。それでわれわれ兄弟が平素から飲食衣服に好き嫌い無く、人を惡罵できないのは、生まれつきそうだったのではなく、教訓のおかげなのである。他人と争つて怒つた時、たとえわれわれが正しくても味方せず、「負けられないのを悔しく思え、勝てないのを悔がるな」と教えられた。大きくなると、常に立派な師とするに足る友人と交わるようじ向けられた。貧しくとも、客を招いたときは、喜んで酒食の準備をされた。

（先公凡有所怒、必爲之寛解。唯諸兒有過則不掩也。常曰「子之所以不肖者、由母蔽其過而父不知也」。夫人男子六人、所存惟二、其愛慈可謂至矣。然於教之道、不少假也。纔數歲、行而或蹠、家人走前扶抱、恐其驚啼、夫人未嘗不呵責曰「汝若安徐、寧至蹠乎？」飲食常置之坐側、嘗食絮羹、皆叱止之、曰「幼求稱欲、長當如何！」雖使令輩、不得以惡言罵之。故頤兄弟平生於飲食衣服無所擇、不能惡言罵人、非性然也、教之使然也。與人爭忿、雖直不右、曰「患其不能屈、不患其不能伸」及稍長、常使從善師友游。雖居貧、或欲延客、則喜而爲之具。）

父君が怒られた時、必ずそのとりなしをされた。しかし子ども達に間違があるとかばはされなかつた。常に「子どもが不肖なのは、母親がその間違いを隠して父親に知られないようにするからだ」と言っていた。夫人には男子が六人あつたが、生存したのは二人だけだ、その慈愛はこの上ないものであつた。しかし子供をしつけるのに

ことに焦點が絞られている。<sup>(1)</sup>養育教育の逸事としてこの他にも、孤兒を一時養育したことや、世上でもてはやされる天才児の行く末を「大器にあらず（非遠器也）」と一言の下に見抜いたこと、夫から「誠にやり繰り上手じやわい（良轉運使才也）」と賞讃されるほど優れた家庭の腕前を持っていたことなどが詳細に記されていて、ほとんど家庭内事情を暴露しているとも受け取られかねない。こうした書き方が受け入れられたのは、家政において嫁取りが如何に重要な事業であるかを「だいたい結婚については、まずその婿と嫁の性行や家庭でのしつけがどうであるかを見極めることが肝要だ。地位や財産に惹かれてはならない。婿が賢明であるのなら、今は貧しくとも、将来富貴にならないとも限らないではないか。婿が不肖のものならば、今は富み榮えていても、将来貧賤に陥らないとも知れないではないか（凡議婚姻、當先察其婿與婦之性行及家法何如、勿苟慕其富貴。婿苟賢矣、今雖貧賤、安知異時不富貴乎。苟爲不肖、今雖富盛、安知異時不貧賤乎）」<sup>(2)</sup>と諭す言説が普遍的に受け入れられるようになつてきただこととも関連しよう。程頤の父母の傳記は、書き手が込めた意圖を正確に読み取つて、新たな規範として受け継がれた。後に、朱熹と呂祖謙が初學のための理學への階梯として編んだ『近思錄』には、上に引いた箇所が卷六「齊家之道」篇に収録される。しかも、そこでは原文とは逆に、母の傳記からの引用が、父のそれを遙かに上回る分量での引用であることに注目せざるを得ない。文學史的には、こうした家庭の内幕を餘すことなく表現するテクストが、どのような創意を帶びるものと受け取られるようになつたのかに關心をそそられる。その一端を窺わせる事實として、宋末元初の講談師（説話人）の種本と考えられる『新編醉翁談錄』にもこのテクストが収録されている事實に注意しておきた

い。この書の閨房賢淑類に載せるものは、傳統的倫理規範にかなう烈女賢婦の説話ばかりだが、その筆頭に程頤の母の伝記が配置されている。講談師がこの作品に見出した小説性とは、それまで公にされることが無かつたしつけや激励といった家庭の内幕をのぞき見る楽しみ、またそうした内幕から將來された榮譽との因果關係を確認することだつたろう。程頤が書いた母の傳記に關わるこうした読み方は、母から受け継いだ掛け替えのないものを記念するという書き手の意圖とは別に、戀愛や怪奇と並んで、しつけや教育も物語として樂しまれるようになったことを示唆する。

## 五

歐陽脩の「瀧岡阡表」が開拓し、程頤の「上谷郡君家傳」がそれを受け継いで確定した、士大夫にとっての新たな文學空間ともいべき、家庭内における母子の絆への注視は、一つの文學的な構えとして二十世紀に至るまで繼承されて來ている。<sup>(2)</sup>この長い繼承過程では、歐陽脩や程頤が傳えようとした感情、すなわち母へ向かう思いが文學的に読み取られたばかりでなく、この二篇のテクストがしばしば訓説の書に選録されてきたことからも明らかのように、読み手の現實を縛る規範としても受容されてきた。書き手の歐陽脩や程頤は、自らと母との間に生起した記念すべき出来事を記し、それが自己形成途上決定的な影響を残したことを表現しようとしたのだが、歐陽脩や程頤の生き方を模範とした後世の士大夫にあつては、現實に決定的な影響を及ぼす規範としてテクストが傳承されていったのだ。

ことに程頤のテクストには、とりわけそうした規範的な受け止められ方を誘うものがある。母の傳記以外にも例えば、嘉祐六年（一〇六

一）に生まれ元豐八年（一〇八五）に沒した姪のために書いた墓誌にも、そのような讀まれ方を呼び起<sup>(1)</sup>す部分がある。墓誌の末尾に、程頤は次のような議論を記す。「人々は皆嫁ぎ先が決まらなかつたことが心残りだというが、私はそうは思わない。私と彼女の父とは聖人賢人を手本とし、爲すところが教えに叶わないのではないかとひたすら危惧していた。もしも賢者に出會わないのであるからといつて世俗の平凡人を配偶者としたなら、終生恥辱を感じなければならなかつたろう。私は彼女が死んだのは殘念だが、嫁ぐことがなかつたのは心残りではないのだ（衆人皆以未得所歸爲恨、頤獨不然。頤與其父以聖賢爲師、所爲尙恐不當其意。苟未遇賢者而以配世俗常人、是使之抱羞辱以沒世。頤恨其死、不恨其未嫁也）」（『河南程氏文集』卷十一「孝女程氏墓誌」）中國社會史學者イーブリ女史は、十二世紀後半、袁采が著した家訓書『世範』の一節「もし我が子が愚痴にして水準以下なのに、美しい婦女を娶つたならば、ただ釣り合いがそれねばかりでなく、あるいは將來問題が生じるかも知れない。我が娘が醜く嫉妬深いのに、麗しい婿に嫁入りしたら、ひょっとして不和になり、遂には離縁される」ともあるかもしれない（如我女愚癡庸下、若娶美婦、豈特不和、或有他事。如我女醜拙很嫉、若嫁美婿、萬一不和、卒爲其棄出者有之）（卷上「睦親」嫁娶當父母擇配偶）を引き、男性の教養に對して、女性が計られる基準が容姿であつたこの時代において、「男でも彼の姪と同じく高い知性あるものがいなかつたことを、程頤は言おうとしたのだろうか」と評する。同時代の會葬（一〇一九—一〇八三）が、妹たちの嫁ぎ先を憂慮して、「大いに其の時を失うを懼れ、また其の歸ぐ所を得ぬるんことを懼る」（『會葬集』卷四十六「仙源縣君會氏墓誌銘」）と述懼してゐるのに比べれば、程頤の人間の精神性にかける期待の重

いことがよく分かる。だが、いうした人間の内面世界の廣がりに對する確信が、無條件に従うべき命令の形で述べられた「餓死の事は極めて小、節を失う事は極めて大なり」という言葉の場合は、今日よく知られているように、読み手に過酷な貞節觀を求めてきたのだ。

母子の絆が、文學的なテーマとして立派に機能する」とは、以上に見てきた歐陽脩や程頤らの試みによつて、古文の書き手に廣く認知された。彼らが切り開いた新しい領域は、この後に續く書き手に同調あるいは反発を喚起しつゝ、さらなる熟練ないしは創意を帶びた文學的營みに誘つていくようになつたと考えられるのである。

### 注

- (1) 「貞觀政要」論禮樂第二十九「貞觀六年、太宗謂尚書左僕射房玄齡曰、比有山東崔盧李鄭四姓、雖累葉陵遲、猶恃其舊地、好自矜大、稱爲士大夫。每嫁女他族、必廣索聘財、以多爲貴、論數定約、同于市賈、甚損風俗、有紊禮經、既輕重失宜、理須改革。」唐王室と山東士族との關わりについては、(1)に陳寅恪（一八九〇—一九六九）『唐代政治史述論稿』が詳しく述べるところである。『元白詩鑒證稿』第四章「艷詩及悼亡詩」でも、關連する指摘があり、「凡婚而不娶名家女、與仕而不由清望官、俱爲社會所不齒。」と、こう記述はよく知られる。
- (2) 朱彧《萍洲可談》卷一「本朝貴人家選婿、於科場年、擇過省士人、不問陰陽吉凶及其家世、謂之榜下捉婿。亦有縉錢、謂之繫捉錢、蓋與婿爲京索之費」

- (3) Ebrey, P. B. "Women, Marriage, and the Family in Chinese History" (『The Heritage of China』ed. Paul Ropp 1990 University of California Press. «Marriage Institutions») 110へ~110九頁。
- (4) 「唐宋以來阡表不可屈指數、而必以歐陽脩此篇爲巨擘」(『康熙』御

- (5) 「不事藻飾、但就眞意寫出、而語語精絕、卽閒語無不入妙、筆力渾勁、無痕迹可求。歐公文、當以此爲第一」〔『山曉閣選宋大家歐陽廬陵全集』卷四孫鑛評、『中華大典』文學典・宋遼金元文學分典、七六九頁〕或いは「自家屋裏文、亦只淡寫幾句家常語、遂無一字不入情、無閒語不入妙、歐公集中之至文也」〔『歐陽文忠公文選』卷一〇顧錫疇評、前揭書七七〇頁〕など。
- (6) 歐陽發等述「事迹」の末尾に、「先公平生著述」の一いじして「居士集五十卷」が擧げられる。周必大「歐陽文忠公集跋」にも「惟居士集經公決擇、篇目素定」とある。
- (7) テクストは『四部叢刊』所收『歐陽文忠公文集』により、『全宋文』卷七四九を併せ見た。
- (8) 古くは、「幼孤而欲表父之德也、于其母之言、故爲得體」という茅坤の評があり〔『唐宋八大家文鈔』卷五十八〕、現代でも、「四歳で父親と死別した脩としては、母親の語りを通して父親像を形成し、それを物語らざるをえなかつたのである」という説明が行われる（小林義廣「歐陽脩 その生涯と家族」〔一〇〇〇年、東京、創文社、第8章「壯年期の蹉跌と家族」、二八〇頁〕）。
- (9) 清水茂氏は、叔父の兄嫁一家に對する冷淡なあしらいを、「の墓誌から想像する」とができると指摘されている。〔『唐宋八大家文』二（中國古典選三十六、一九七八年、朝日新聞社）九四頁〕。
- (10) 滌賀秀三「中國家族法の原理」（一九六七年、東京、創文社）三七頁。また、『古今圖書集成』（一七二六年排印）明倫彙編家範典は、父子、兄弟、夫婦を主として、祖孫から奴婢までの三十部に分類されている。「龍岡阡表」は、その父母部に收録する。
- (11) 歐陽脩が「干戈賊亂之世也、禮樂崩壞、三綱五常之道絕、而先王制
- (12) Wu, Pei-Yi. "Childhood Remembered: Parent and Children in China, 800 to 1700" ([Chinese views of childhood] ed. Kinney, A. B. 1995 Uni. of Hawaii Press) では、「深い愛情を込めて子供のことを書く機運の高まりはおそらく九世紀に始まった」と述べ、韓愈「祭女挈女文」を例として擧げる。一三八頁。西脇常記「變わるものと變わらぬもの」〔創文〕2000.11No. 426) 参照。
- (13) 沈欽韓『韓集補注』陳克明『韓愈年譜及詩文繫年』（一九九九年、巴蜀書社）八頁参照。
- (14) 「唐河南元府君夫人榮陽鄭氏墓誌銘」朱金城箋校『白居易集箋校』（一九八八年、上海古籍出版社）卷四十一。また『唐文粹』卷七十、命婦にも收録される。
- (15) 「告贈皇考皇妣文」惟續泊穎、幼遭閔凶。積未成童、積生八歲、蒙駿孩稚、昧然無識。遺有清白業無機蘇。先夫人備極勞苦、躬親養育。載長補敗、以禦寒凍。質價市米、以給脯旦。（中略）遷換因循、遂階榮位。大有車馬、豐有俸秩。書扇雖存、舊老已盡。願是所有、將焉用之。（冀勤點校『元稿集』卷五十九）

(16) 藍鼎元の編纂になる訓成書『女學』卷三「婦德篇」トには、歐陽脩母（九十六章）に次いで「程子母（九十七章）が擧げられて」と。<sup>44</sup>

(17) 劉攽「大中大夫致仕程珦妻壽安縣君侯氏可特贈上谷郡君制」。『彭城集』卷二十一、『全宋文』卷一四九三。

(18) ノクベトは王孝魚點校『程集』（一九八一年、北京、中華書局）による。

(19) Ebrey, P. B. 「The Inner Quarters」 (1993. University of California Press) 9. Motherhood 「Tending to children's emotional needs and moral development」 では、「女性の偉大さを計る眞の基準であらむ。多くの書物が見なしだのば、わざとくに彼女が子供を養育したかやあつた」と述べた後、「の程頃のテクストを例として示す。」一八二三頁。

(20) 司馬光『書儀』卷三「婚姻」。のち、『小學』卷五、外篇、嘉言、廣明倫第二十八章。宋代の家庭内で婦女が果たした役割については、鄧小南「宋代士人家族中的婦女」（『國學研究』第五卷、一九八八年、北京大學出版社）や王善軍「宋代世家初探」（『文史』第四十八輯、一九九九年、中華書局）に豊富な例示がある。

(21) 胡適（一八九一—一九六一）の「九年的家鄉教育」（もと一九三〇年『新月』第三卷第三號に掲載、のち『四十自述』の第二章）や朱德（一八八六—一九七〇）の「母親的回憶」（一九四四年四月五日『解放日報』）は、「二十世紀に書かれた母の回想を内容とする散文として廣く知られる。」の「一つのノキベトは、母親の養育と期待によって今の自分が形成された、心遠ぐる點では共通する。

(22) Ebrey 前掲書<sup>45</sup> 3. Making a Match 6-11頁。

(23) 『河南程氏遺書』卷二十一下、伊川先生語。また『近思錄』卷六「齊家之道」篇に採録、やむと『小學』卷五外篇、嘉言、廣明倫第三十章。

(付記) 本稿は、平成十二年度科學研究費補助金の交付を受けた基盤研究

(c) (1) 「中國における家族に関する文學表象の展開についての基礎的研究」（課題番號 12610463）による研究成果の一部である。稿の修訂に當たり興膳宏先生の助言を得た。記して謝意を表したい。